

脂質異常症、高血圧、糖尿病で通院中の患者さまへ

～診療報酬改定に伴う特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ～

厚生労働省は令和6年（2024）年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、これまで算定しておりました『特定疾患管理料』の対象疾患を見直すこととなりました。つきましては以下の通り管理料を移行させていただきますことをごお知らせいたします。

(1) 対象となる方

脂質異常症、高血圧、糖尿病のいずれかが主病の方

(2) 開始時期

令和（2024年）6月1日より

(3) 変更内容

①これまでの『特定疾患管理料』から『生活習慣病管理料Ⅱ』へと移行いたします。

②ご受診の際に目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しいたします。この『療養計画書』の初回作成時および内容変更時に**患者様のご署名が必要**となりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

③窓口負担額例（年齢、保険の種類、その他の加算によって異なります）

2024年5月31日まで	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養指導管理料	225点
特定疾患処方管理加算2	66点
処方箋料	68点
合計	484点

2024年6月1日より	
再診料	75点
外来管理加算	—
生活習慣管理料Ⅱ	333点
特定疾患処方管理加算2	—
処方箋料	60点
合計	468点

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。